

## 社会福祉法人清流会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、また交通費等の費用は、次の通り費用を弁償する。

#### (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用、交通費等の弁償

藤岡市内	0円
その他	0円

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用、交通費等の弁償

藤岡市内	0円
その他	0円

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。